

研究ノート

日本における貧困議論の現状と展望

山上俊彦¹

要約

現在の日本において貧困は深刻な社会問題となっている。1990年代後半以降、格差問題が活発に議論されていたが、焦点は貧困問題へと移行している。先進諸国において、従来の社会保障制度は働く貧困層（ワーキング・プア）の増加に対応できない状況となっている。貧困問題に真摯に対応することは社会の基盤を構築する上で重要であり、最低所得を保証するものとして負の所得税やベーシック・インカムが提起されてきた。欧米の先進諸国では、ワークフェアの一環として、これらを基礎とした税額控除制度が実施されているところである。福祉国家という概念は、リベラリズムや自然権のみならず、自由主義思想の影響も受けている。日本においても社会保障制度を再構築するために制度の哲学的基盤を整備する必要がある。

キーワード：ジニ係数，貧困，ベーシック・インカム，負の所得税，ワークフェア

1 はじめに

現在の日本において格差・貧困問題に関心が集められている。とりわけ貧困問題は従来、当該分野を研究対象とする専門家の領域であったが、現在では幅広い分野の研究者のみならずジャーナリズムの関心の対象ともなっている。働く貧困層（ワーキング・プア）の増加に伴い社会保障制度の在り方も再検討を迫られている。

日本における格差・貧困の実態は次第に明らかとなり、特に貧困問題に関しては、経済学、社会学、社会福祉、税制等の専門家から政策提言がなされるに至っている。しかし、諸提言はpiecemealで相互の連関を欠いており、体系的かつ包括的な政策提言には至っていない。

社会保障制度に関する基本哲学の欠如は「ばらまき政策」²と整合性を欠いた制度の並立による財政規律の喪失といった極めて危険な状況を招く可能性がある。社会保障制度を再構築するた

1 日本福祉大学経済学部

2 森信（2008）は、哲学のない財政資金の使い方を「ばらまき」と定義している。

めには、格差・貧困問題が発生した要因や背景について把握すること、政策議論において共通の基盤となる基本哲学を構築することが必要である。

このような問題意識の下に、本論では、日本を中心に格差・貧困をいかに考えるべきか、社会保障制度は今後どのように整備されるべきかについて従前の議論を整理したうえで今後を展望するものである。2では格差の定義と現状、3では貧困の定義と現状、4では貧困の背景と政府の対応について述べるとともに、5では貧困対策の理論的根拠、6では新しい貧困対策の実践について解説し、7で今後の展望を述べる。

2 格差問題について

2.1 格差の定義

経済学において格差とは、所得格差を指している。これに対して、社会学では、格差を社会の階層問題と捉えている。つまり、経済学では現実水準を問題とし、社会学では格差感や不平等感を問題とする（佐藤（2008, pp. 80-82））。

格差の捉え方には様々な方法がある。また、格差自体が問題か、格差が拡大することが問題か、誰と誰の間の格差が問題かについて社会の共通認識が形成されている訳ではない。

猪木（2003, p. 261）は、格差問題とは格差を示す数値に対する認識（perception）の問題であると指摘する。猪木（2003, p. 249）は、格差は近い能力の者との格差を問題視するものであり、嫉妬、怨嗟によるものという解釈を提示するとともに、猪木（2003, p. 262）では、成功者を賛美することを通して格差は社会を安定させるとしている。

所得格差を計測するための標準的な格差指標はジニ係数である。これは、所得の散らばりの合計を平均値で割ったものであり³、その概念は図1に示される。不平等度の計測に際して、個人単位では不平等度が拡大されるため、世帯あるいは消費単位で計測するのが適切である⁴。世帯所得を用いる場合、世帯人員が増加する場合の規模の経済性を調整するために等価所得⁵を用いることが標準とされている。

所得格差の動向については、景気動向に左右される要素もあるため、長期的観点から考えることが必要であるとされている。Kuznets（1963, pp. 8-9）は、Friedmanの恒常所得仮説を用いると、消費データを利用して長期的な所得格差の近似が捕捉できることを指摘した。

Kuznetsの逆U字型仮説に従うと⁶、経済が成長する過程（工業化の初期段階）では、工業化

3 ジニ係数： $Gini = \frac{1}{2n^2\mu} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$

n：世帯数， y_i ：世帯iの所得（ $y_1 \leq \dots \leq y_i \leq \dots \leq y_n$ ）， μ ：平均所得

4 Kuznets（1963, pp. 18-19）参照。

5 等価所得 $w = \frac{I}{S^e}$ I：世帯所得，S：世帯人員数，e：等価尺度

6 Kuznets（1963, pp. 12-23.）

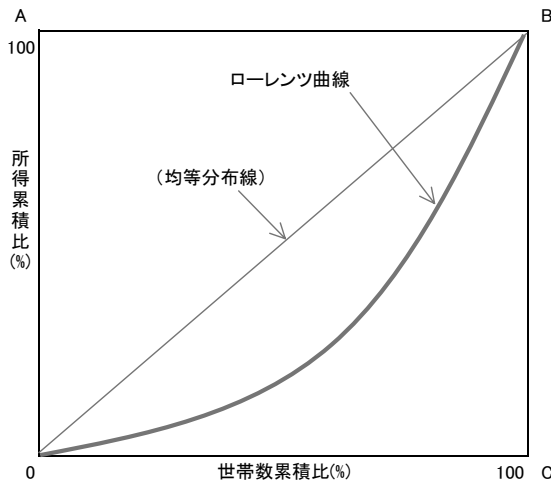


図1 ローレンツ曲線とジニ係数

注：所得を低い方から順番に並べたときに描かれる曲線がローレンツ曲線である。仮に所得が均等に分布しているならば、ローレンツ曲線は均等分布線となり、1人に集中しているならば、OCBとなる。ローレンツ曲線と均等分布線に囲まれた部分の面積の三角形OCBに対する比率をジニ係数と呼ぶ。仮に所得が均等分布しているならばジニ係数は0、独占されているならば1となる。

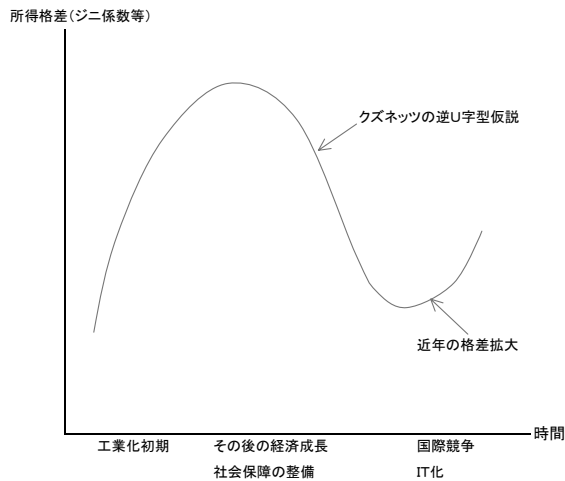


図2 所得格差の長期的推移

注：Kuznets (1963), Williamson (1991, 邦訳 pp. 4-10), 橋木 (1998, p. 66) 等を参考にして作成

による単純な仕事の増加によって所得格差は拡大するが、その後の経済成長に伴って社会保障制度の整備等により所得格差は縮小する。現在発生している問題は、再度の所得格差の拡大が日米両国で観察されることである。これらの諸事情を概念的に示したのが図2である。

Piketty et al. (2003, pp. 8-10) によれば、米国では所得上位階層の全所得に占める比率が1910

年代以降上昇した後、1940年代に低下したものの、1980年代以降、再度、比率が上昇している。Juhn et al. (1993, pp. 432-438) は、1980年代以降、熟練労働に対する需要が増加したことが非熟練労働者との賃金格差を拡大させたとしている。Autor et al. (2006, pp 189-192) は、1980年代後半以降、高度な仕事に就く労働者の賃金は上昇を続ける一方で、肉体作業に就く労働者の賃金は上昇しないために所得格差が拡大したと指摘するとともに、IT化で単純事務作業や製造現場の仕事が消滅し、機械では代替不可能な抽象的かつ調整を伴う高度な技能を要する仕事と、代替不可能な運転手等の肉体作業中心の単純作業に仕事は2極分化したとしている⁷。

2.2 日本の所得格差の状況

日本におけるジニ係数について、これまでの調査・研究成果をとりまとめたのが図3である。ジニ係数の計測に当たっては、個標データを用いることが望ましいが、政府の実施した所得関連調査の個標データに利用制約があることから所得階級別集計データを用いる場合もある。

第2次世界大戦前のジニ係数については課税関係資料等をもとに研究者が推計したものである。ジニ係数は、上昇傾向であったことは共通しており、水準を見ると戦前の社会は相当な格差社会であったことがわかる。南 (2007, p. 36) はその要因として都市・農村間及び都市内部の所得格

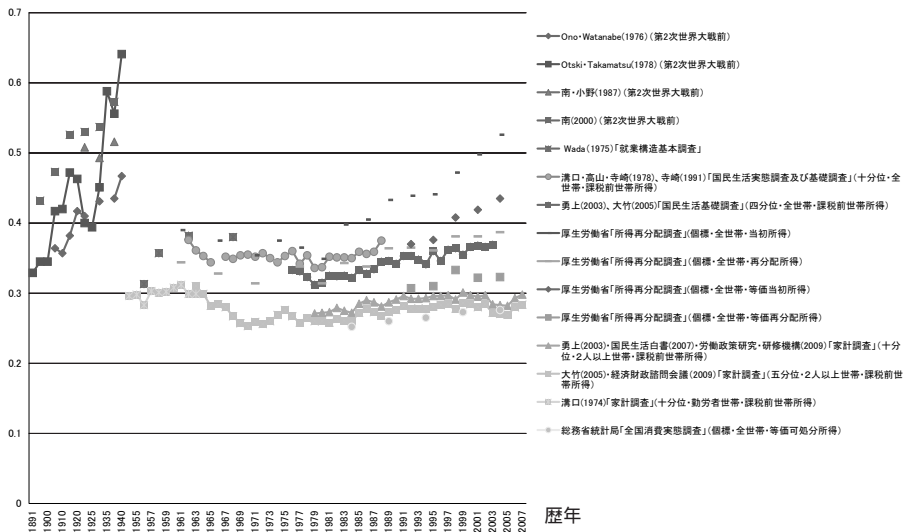


図3 日本におけるジニ係数の推移

注：作成に当たっては勇上 (2003, 図1-3), Moriguchi (2007, Figure 2) を参照した。

7 Reich (1991, 邦訳 p. 9, pp. 271-282) は、米国において1977~1990年の間に所得格差が拡大していることを指摘している。さらに、Reich (1991, 邦訳 p. 9, pp. 241) は、職業を「ルーティン・プロダクション (生産)・サービス」、「インパースン (対人)・サービス」、「シンボリック・アナリティック (シンボル分析的)・サービス」に分類するとともに、Reich (1991, 邦訳 p. 9, pp. 287-307) において、シンボリック・アナリストの所得が増加する一方で生産労働者の数が減少し、低所得の対人サービス労働者の拡大が所得格差拡大の背景にあることを指摘している。

差拡大を挙げている。

戦前、戦後のジニ係数には断絶があり、戦後は平等化が進んでいる。南 (2007, p. 37) はその要因として富裕層の没落による都市内部の平等化を挙げている。

戦後についてみると、厚生労働省 (旧厚生省) の「国民生活基礎調査 (旧同実態調査)」, 「所得再分配調査」と総務省統計局の「家計調査」, 「全国消費実態調査」では前者のグループから求めたジニ係数の方が高くなる傾向があるものの、概ね高度成長期において所得格差は縮小したことが示される。和田他 (1998, p. 97) は、ジニ係数が 1960 年代以降、低下して平等化が進んだことの要因として、高度経済成長は貧困者に有利な所得分配の変化を伴ったものであったことを指摘している。

1980～1990 年代については、ジニ係数の上昇が見られる。格差議論の嚆矢となった橘木 (1998, pp. 4-5) は、「所得再分配調査」 (旧厚生省) を用いて、「当初所得」, 「再分配所得」ともにジニ係数の上昇を指摘している⁸。

これに対して大竹 (2005, pp. 20-28) は、「全国消費実態調査」を用いて、1980～1990 年代のジニ係数の上昇は、高齢化の進展と世帯人員の縮小 (単身世帯と二人世帯の増加) による「みせかけ」のものであると指摘した。日本では高齢世帯になるに従って所得格差が拡大していること、少人数世帯は一般的に所得が少ないことがその論拠である。

大竹の業績については、所得格差の計測において世帯主の年齢構成や世帯人数の変動を考慮する重要性が確認されたこと、米国と日本ではジニ係数上昇の主要因が異なることを指摘した点で重要である。但し、世帯の年齢構成や世帯人数の変動のみで 1980 年代以降のジニ係数の上昇が全て説明できる訳ではないことがその他の研究で明らかにされている。また、大竹 (2005, pp. 22-23) は、高齢期の所得格差は人生におけるくじ引きの結果を問題にしているのであって、元来の不平等が表に出ているに過ぎないと主張しているが、他の世代よりも所得格差が大きいこと自体が問題である。

白波瀬 (2006, pp. 58-65) は、「国民生活基礎調査」を用いて、年齢階層が上がる程、ジニ係数が上昇するものの、1986 年から 2001 年にかけて、世帯主が 20～30 歳代の若年層のジニ係数が拡大していること、世帯主が 65 歳以上の高齢世帯ではジニ係数が低下していること、但し若年世代の人口比率が低いために全体のジニ係数に与える影響が小さかったことを指摘している。太田 (2008, pp. 73～75) は、「就業構造基本調査」を用いて 1997 年以降、若年層の所得格差拡大が確認できることを指摘した。

OECD (2006, p. 99) は、「所得再分配調査」と「国民生活基礎調査」の結果に基づいて、日本のジニ係数が 1980 年代中盤以降から 2000 年にかけて上昇していることを指摘している。OECD

8 「当初所得」は社会保障等の再分配前の所得であり課税前所得ではない。「再分配所得」は再分配後の所得である。「当初所得」を用いたジニ係数は、年金受給者の多い高齢世帯が増加すると他の所得よりも上昇が大きくなると考えられる。

(2006, pp. 99-100) はその要因として高齢化を挙げており、65歳以上の高齢者世帯の所得が他の年齢と比較して少額であるため世代間格差があること、高齢世帯の一部が就業しているために高齢者世帯内での所得格差が大きいこと⁹、高齢層の勤労所得に格差があることの3経路があると述べている。さらに、OECD (2006, p. 100) は、同時期に日本の勤労世代の所得格差が拡大していることを指摘しており、その要因として非正規雇用が増加して低所得層が増加していることを挙げています。

2006年1月の通常国会では格差拡大が小泉内閣の構造改革に起因するとの野党の指摘に対して、小泉首相は先の大竹の説を援用した形で、所得格差拡大は高齢化と世帯人員の縮小によるものであること、但し若者のフリーターとニートの増加は将来の格差拡大につながるものであり、対策が必要であるとの認識を示した¹⁰。

小塩 (2009, p. 43) が指摘するように、2006年時点で議論されていたのは2000年頃の数値であり、小泉純一郎氏が首相に就任する以前のものである。構造改革に関連して議論しなければならないのは2000年以降のジニ係数の動向とその背後にある変動要因である。

2000年以降のジニ係数は、明確な上昇を示していない。しかし、ここから所得格差は拡大していないので問題はないと言える程、事態は簡単ではない。なぜなら、小塩 (2009, p. 45) が指摘するように、平均所得が低下する状況下において、それ以上に所得の散らばりが縮小するならばジニ係数は縮小するからである。

小塩他 (2008, pp. 279-280) によれば、「国民生活基礎調査」の等価可処分所得の分布をみる

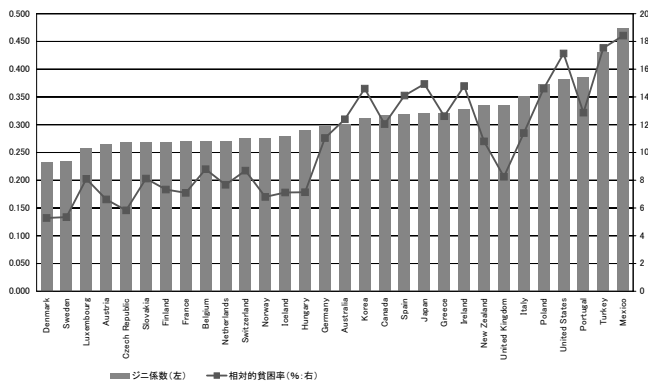


図4 OECD加盟国の不平等度

注1: 2005年前後の値である。

注2: 等価可処分所得を用いて算出している。

注3: 貧困率は相対的貧困率である。

資料: OECD (2008)

9 日本と米国では、高齢者世帯の所得格差は就労世代と比較して大きい (Forster et al. (2005, P. 42)). 高齢世帯の所得格差が大きいことについて山田 (2000, pp. 215~219) は、就業世帯とその他の世帯とで所得格差があることよるとしている。

10 2006年1月23日, 24日衆議院本会議, 25日参議院本会議での発言。

と、2000年代前半においては、低所得層が増加する一方で高所得層が減少して、所得格差が縮小している。内閣府（2006, pp. 258-259）は「全国消費実態調査」、内閣府（2009, pp. 231）は「国民生活基礎調査」を用いて、2000年代に入ると、高所得層、中所得層が減少し、低所得層が増加していることを指摘している。つまり、2000年以降は低所得層が増加して日本全体が貧しくなっているためにジニ係数が上昇していないのである¹¹。

OECD（2008）によるジニ係数の国際比較結果は図4に示されるとおりであり、2005年前後において日本の所得格差はOECD加盟国のうち中位よりも若干上に位置している。

3 貧困問題について

3.1 貧困の定義

格差と貧困は相互に関連した概念であるものの、基本的には別のものである。所得格差は、所得の分布状況を示すものであり、貧困とはその中である一定の貧困線（Poverty Line）より下の層を指しており、両者の関係は図5に示される。標準的な貧困指標としては、貧困率と所得ギャップ率が一般的に用いられる¹²。

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困がある。絶対的貧困とは、食料、医療等、人々が生活するために必要なものは、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、その必要なものが欠けている状態を示す概念である（阿部（2008, pp. 42-43））。19C.後半の英国の貧困調査を行った Rowntree は、肉体的能率維持のために必要な栄養摂取から貧困線を導いており、絶

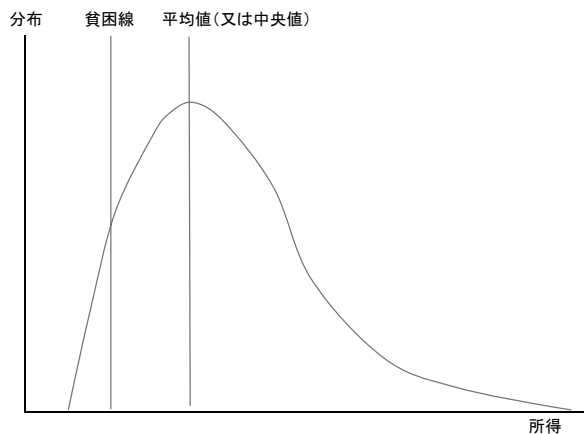


図5 所得格差と貧困の関係

注：各種文献を参考にして作成したものであり、イメージ図である。

11 大竹（2008, p. 27）は、2000年以降の日本の所得格差拡大は低所得層の増加に起因するとしている。

12 貧困率： $HR = \int_0^z f(x) dx$ ，貧困ギャップ率： $PG = \int_0^z \left(\frac{z-x}{z}\right) f(x) dx$

x：所得，f(x)：xの確率密度関数，z：貧困線

対的貧困概念の最初の提唱者であると言える（阿部（2008, pp. 42-43））。

所得格差が大きい場合でも、最も低所得の世帯の収入が十分に生活可能な水準ならば絶対的貧困は存在しないことになる。所得格差が存在しない場合でも、全ての世帯で収入が十分に生活可能な水準を下回る場合には、全世帯が絶対的貧困状態にあることになる。

相対的貧困とは、人として社会に認められる最低限の生活水準は、その社会における通常の生活水準からそれほど離れていないことが必要であることから、それ以下の生活水準を貧困と定義したものである（阿部（2008, p. 42））。所得格差の程度と相対的貧困率の水準には相関があり、一般的には、所得格差が拡大すると、貧困率が上昇する¹³。

現在、先進諸国においては、絶対的貧困は撲滅されたという前提の下で相対的貧困が議論されており¹⁴、貧困線は、通常、OECD 基準の世帯の可処分所得の中央値の 50% 以下とされる¹⁵。貧困率の推計に当たっては、格差と同様に世帯単位で考えること、世帯人数を調整することが重要である。

貧困概念を非金銭的な事項にまで拡大したのもとして、Townsend の相対的剥奪（Relative Deprivation）がある。これは、所得以外の指標において、社会における期待水準と現実水準の格差を指標化したものである（阿部（2006a, p. 253））。Townsend（1993, p. 36）に従うと、相対的剥奪とは、人々が社会で役割を果たし、人と関係を持ち、社会の一員として期待される行動をするために十分な栄養、衣服、住宅等の生活条件を欠いている状況であり、そのような条件を獲得できない状況を貧困であると定義している。さらに Townsend（1993, p. 36）は、所得の閾値（threshold）以下では剥奪の度合いが急激に上昇するとしている。阿部（2006a, pp. 267-271）が日本における相対的剥奪状況を調査したところ、年間世帯所得が 400～600 万円以下の層で急激に剥奪指標が上昇状況する結果となっている。

相対的剥奪をさらに深化させた概念が近年、フランスやイギリスで用いられている社会的排除（Social Exclusion）である。社会的排除は、社会参加を可能とする条件が欠如する状態が継続することで社会参加が阻害される過程を示している（阿部（2007））。

3.2 日本の貧困の状況

日本においても第 2 次世界大戦前の貧困は、絶対的貧困と呼ぶべきものであった¹⁶。しかし戦後は相対的貧困が議論の対象となっている。

日本では、「厚生行政基礎調査」（旧厚生省）による 1953～1965 年にかけての低消費水準世帯

13 OECD（2006, p. 110）参照。

14 阿部（2008b, p. 43）参照。

15 OECD（2006, p. 110）参照。

16 吉田（1995）は、明治維新から第 2 次世界大戦終了までの日本の歴史を「原始蓄積期」、「産業資本確立期」、「日本帝国主義形成期」、「独占資本確立期」、「昭和恐慌期」に分断して、農村の疲弊状態、都市低所得層の状況を述べている。

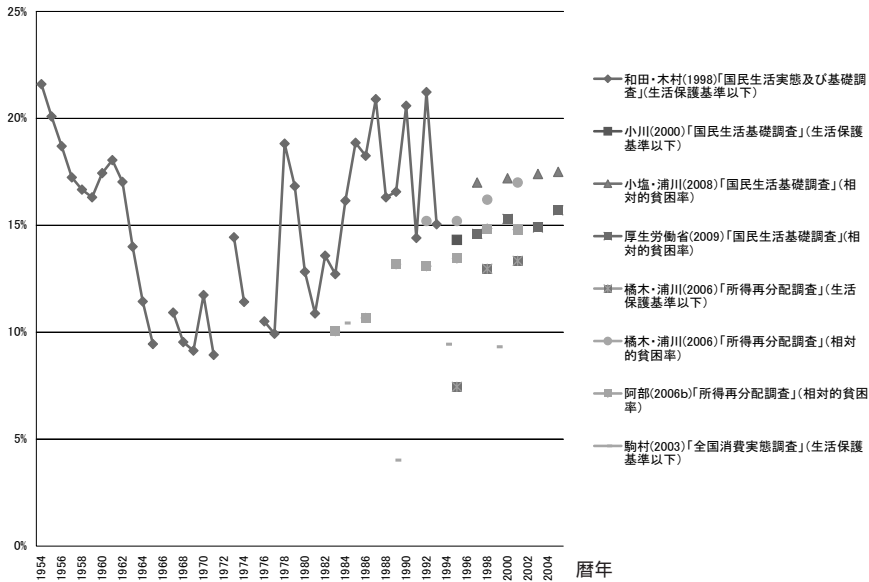


図6 日本の貧困率の推移

数の推計値以外には貧困に関する政府の公式の調査結果は存在しなかったが、長妻厚生労働大臣の指示により厚生労働省（2009年10月）「相対的貧困率の公表について」が発表され、「国民生活基礎調査」に基づく相対的貧困率が公表された。

戦後の貧困率の推計結果を取りまとめたのが図6である。貧困率を推計する際には、集計データでは対応できず、個標データの利用が前提となるが、データの利用可能性に制約があるため、所得格差と比較して事例は少なくなる。なお、厚生労働省（旧厚生省）の「国民生活基礎調査」（旧同実態調査）、「所得再分配調査」と総務省統計局の「全国消費実態調査」では前者のグループから求めた貧困率の方が高くなる傾向がある。

なお、日本の生活保護基準は、絶対的貧困水準と相対的貧困水準のいずれを示すか議論がある。阿部（2006a, p. 252）は、日本の生活保護基準は最低生活費という絶対的基準を基礎としつつ、1984年から生活保護基準は一般勤労世帯のほぼ中央に位置する世帯の消費水準の約70%になるように水準均衡方式で設定されており、運用は相対的になされているとし、阿部（2008, p. 48）では、相対的貧困と生活保護基準いずれを用いても貧困率に差はないことを指摘している¹⁷。

第2次世界大戦後は、復興から高度経済成長期にかけて、貧困率は低下したことが示される。その要因として和田他（1998, p. 97）は、労働力が不足し、第2次産業に吸収されて失業が減少したことが、絶対的・相対的貧困を減少させたとしている。

1980年代中盤から2000年にかけて貧困率は上昇しており、ジニ係数の上昇と貧困率の上昇に相関があることを示している。OECD（2006, p. 110）は、貧困率上昇要因として高齢世帯と単

17 橋木他（2006, pp. 16-19）は生活保護基準以下を絶対的貧困とみなしている。

身世帯の増加を挙げるとともに、勤労世代の貧困化が進んだことを指摘している。白波瀬 (2006, pp. 58-65) は、「国民生活基礎調査」を用いて、1986年から2001年の間に世帯主が20～30歳代の世帯において相対的貧困層率が上昇していることを指摘している。

2000年以降については、貧困率が低下と上昇を示している。但し、ここから貧困問題は深刻化していないとは言えない。低所得層が厚い所得分布になると、所得の平均値(中央値)が低下するため、ジニ係数の低下と貧困率の低下が観察されることになるが、ジニ係数の低下と貧困率の上昇が観察される場合もある¹⁸。

日本の世帯別貧困率をみると、母子世帯の貧困率が高いこと(阿部(2008, pp. 56-57))、近年では、単身若年世帯の貧困率が上昇していること(駒村(2003, p. 124))が指摘されている。日本ではワーキング・プアの厳密な定義は確定していないが、駒村(2007, p. 52)は、生活保護制度の最低所得以下で生活し、生活保護を受給していない就業世帯と定義しており、「全国消費実態調査」を用いて世帯の5.5%であるとしている¹⁹。

このような統計的事実に対して、政府は、日本では絶対的貧困は問題となっていない、相対的貧困は推計手法や使用データで値が異なってくるので問題としていないとの認識を示していた²⁰。なお、図4には、OECD(2008)による貧困率の国際比較を加えている。2005年前後において、日本は貧困率がOECD加盟国において低い国ではないということが示される。

4 貧困問題の背景と対応

現在の貧困問題の背景には労働市場の変貌がある。「バブル崩壊」後、低賃金であるパートタイム雇用者や派遣労働者等の非正規労働者の雇用者に占める比率の上昇が加速化されてきたところである。貧困ラインは家計単位で計測されるものであり、低賃金労働が家計の低所得に必ずしも直結するとは言えないが、貧困率の上昇に大きな影響を与えたと考えられる。低賃金層の比率は図7に示されるように近年、上昇傾向を強めている。

労働者派遣法の改正による派遣業務の拡大は、派遣労働者の比率を高めるとともに、より多様な分野における派遣労働を可能とした。さらにIT化の進展と相俟って日雇派遣(デジタル派遣)という就業形態を生み出すに至った。これは、労働者派遣会社に登録すると、主に携帯電話の電子メールを通して仕事の情報が伝達され、1日単位の派遣労働に従事するという就業形態であり、従前の日雇い労働を派遣労働者が担うものとなっている。

従前は、日雇労働は寄せ場において手配師による「相対方式」と呼ばれる職業紹介が行われて

18 阿部(2008b, p. 50)は、貧困率と所得格差が反対の動きを示すことはしばしば見られるとしている。

19 米国のBLS(Bureau of Labor Statistics)ではワーキング・プアを年間で少なくとも27週間仕事に就くか職探しをしており、公式の貧困水準以下で生活する人である(BLS(2009) "A Profile of the Working Poor, 2007" 参照)。

20 内閣府(2006, pp. 256-267) 参照。

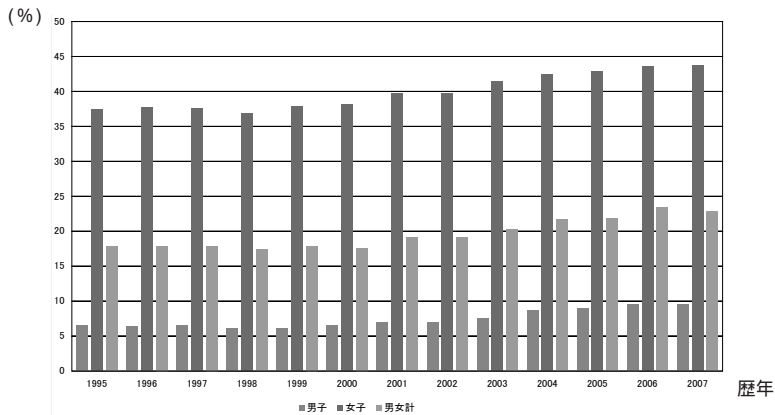


図7 年間給与と所得200万円以下の比率

資料：国税庁「民間給与実態調査」

いたところであり、厳密には職業安定法に違反している可能性もあるが政府も黙認してきたところである²¹。日雇派遣の登場は、労働者派遣が従来の手配師に替る新しい調整機能を担うことを意味しており、生田（2007, p. 193-194, p. 200）は、情報誌と携帯電話を軸とした「新たな寄せ場」の形成であり、日本全国が「寄せ場」となっていると指摘している。

Autor（2001, p. 25）は、インターネットは企業と労働者のマッチングを改善し、労働需要は地域特性に依存しなくなったことを指摘している。日雇派遣の拡大は "Wiring the labor market" の負の側面を象徴するものである。

不安定雇用が貧困の温床となる構図は Charles Booth の指摘した 19C. イギリスの貧困要因と基本的に変わりない²²。生田（2007, pp. 216-226）は、日本の社会を「人生は椅子取りゲームであり、あぶれた人が階段を落ちて這いあがれない」社会であると指摘し、湯浅（2008, p. 30）は、「すべり台社会」（公的扶助が整備されず、セーフティ・ネットに穴があいているような社会）としている。Sen（1999, 邦訳 p. 44）は、「数%の GNP の低下が人口全体で公平に分担されるかわりに、最も貧しい人々に大きな負担がのしかかる」と指摘している。

学卒未就職者がフリーターと呼ばれる非正規雇用を繰り返す職業人生を歩んでいる場合、正規雇用への道は閉ざされてしまう。「バブル崩壊」後のいわゆる就職氷河期の学卒者が不安定雇用を継続することはワーキング・プアを大量に生み出すことにつながる可能性がある²³。

OECD（2006, pp. 113-114）は日本の子供の貧困率²⁴が、課税と所得移転を考慮した場合に

21 生田（2007, p. 41）参照。

22 Booth の貧困調査の内容については、安保（2005, pp. 322-328）参照。

23 労働政策審議会答申（2009年12月28日）は、専門26業務以外での、常用雇用者以外の派遣労働禁止を提言した。

24 子どもの貧困率は、貧困ラインよりも左側にいる子供の全子供数に占める比率である（阿部（2008, p. 48））。

OECD 加盟国の平均以上の水準にあることを指摘したが、このことは貧困が世代継承される可能性を示唆している。

このような状況を考慮すると、一時点での貧困比率を求めることも重要であるが、貧困には一時的貧困と継続的貧困があり、誰がどのような経路で貧困に陥るか、貧困期間はどの程度、継続するのかといったことを検証する必要性がある。このためには、岩田（2004）が指摘するように貧困ダイナミクス研究の必要性がある。

石井他（2007, p. 121）、は KHPS（Keio Household Panel Survey）を用いた貧困ダイナミクスの結果から、貧困はすべての人にランダムに起こり得る現象ではなく、ひとり親世帯や世帯主が低学歴である世帯において、継続的貧困に陥る可能性が高いこと、継続的貧困層は一時的貧困層と比較して資産保有額が少ないことが判明したと指摘し、石井他（2007, p. 126）において、日本では貧困のボーダーライン上に多くの人があり、貧困の固定化が懸念されるとしている。

日本においてはこれまで貧困層、特にワーキング・プアに対する対策が十分でなかった。現在、日本の社会保障制度は、防貧政策である社会保険を根幹とし、救貧政策である公的扶助を残余の策としている（岩田（2004））。日本はこれまで社会保険を整備する一方で公的扶助を縮小させてきている。社会保険制度は保険料を支払うことで成立していることから、低賃金労働の増加は社会保険料を納付できない者の増加を意味しており、防貧政策の限界を示すものであると言える。つまり、社会保険の予定していた貧困リスク以外の要因で貧困に陥る人、例えば若年の長期失業、シングルマザー、移住労働者、ホームレス等が存在していることがある（岩田（2004））。

一方で公的扶助も問題を抱えている。貧困世帯のうち生活保護を受給している世帯の比率を生活保護による捕捉率と呼んでおり、生活保護受給世帯比率と貧困率から算出することが可能である²⁵。前述の貧困率の推計値を用いて捕捉率を割り出すと、いずれの数値を用いても 10～20%程度と低いことが示される。捕捉率が低いことは、濫給を避けようとするために受給要件を厳しく設定している、あるいは就労可能者が排除されている可能性を示唆する。

和田他（1998, p. 95）は、生活保護の非保護世帯は、傷病・障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯が多いこと、世帯就業者がいる普通、大規模世帯は保護されにくく、ワーキング・プアになりやすいこと、複数の子供を抱えた就業世帯の生活が苦しいことを指摘している。当初は就業世帯も保護対象とされていたが、現在は就業世帯が生活保護を受給することは少ない。従って、制度がワーキング・プアの増加に対応できていないとされている（駒村（2007, p. 55））。

現在の生活保護制度は、生活に最低限必要な額と実際の所得との差額を支給するものであるため、受給者の就業意欲を阻害することにつながる。一旦、保護の対象となるとその状態から抜け出せないことが貧困を再生産している可能性は否定できない。駒村（2003, p. 125）は、非保護世帯に対する金融資産・耐久消費財保有の制限は将来の自立を妨げると指摘するとともに、駒村（2007, p. 55）では、失業保険と生活保護の間に、資産制限の緩い生活扶助がない場合、過度の

25 (生活保護率 / 貧困率) × 100

資産制限は自立を阻害すると指摘している。

現在の日本においては、社会保険制度と公的扶助制度の中間に失業扶助制度が存在しないこと、貧困層を対象とした住宅政策が殆ど実施されていないことも問題点として挙げられる。

非正規雇用者のうち製造現場の派遣労働者や期間工については、契約期間中の解雇や期間満了時の雇い止めにより失業状態に陥ることになる。この場合、雇用保険から基本手当（失業手当）が給付されるが、給付期間が最短の3カ月程度の場合が多く、給付期間が過ぎると無収入となる。また、住居を失職と同時に喪失するケースが多いため、住宅確保が困難となる。

OECD (2006, pp. 109-111) は、日本においては政府の社会的支出が低所得層に向かっておらず貧困層救済として有効に機能していないこと、社会的支出の支給基準が適切ではないことを指摘している。政府も、社会保障と税の再分配効果（格差縮小に与える効果）が国際的に見て低いことを認めている（内閣府 (2009, pp. 239-250)）。

Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 p. 226) は、「ディレクター²⁶の法則」に従えば、「公共支出は、主として中産階級の利益のためになされているのであって、しかも、その財源は貧困者と富裕層とによってそれぞれ大きく負担されている税金によって、賄われる」としている。この指摘は現在の日本の社会保険制度を見ると的を射たものであることが分かる。

5 貧困対策の必要性の根拠

公的扶助制度を再構築するためには、貧困対策のための哲学的基盤を構築することが必要となる。構造改革への反発が強い現在の日本においては、自由主義者は新古典派経済学を信奉した市場原理主義者であり、その下では貧困対策は行われぬという共通認識が醸成されている²⁷。しかし、このような認識は必ずしも正しいとは言えないものであり、自由主義思想を棄却することは貧困問題の解決を却って困難とする。

自由主義²⁸の教祖的存在は Adam Smith であるが、Smith (1776, 邦訳 1 p. 19) は、富は国民が必要とする必需品と便益品が十分に供給されているかどうかで決定されるとした上で、その源泉は労働であると指摘した。さらに Smith (1776, 邦訳 4 pp. 217-218) は、必需品には「生活を維持するために必要不可欠な商品」に加えて「それなしには最下層の人びとでも、まともな人として失礼とさせるような、すべてのもの」を含むとし、慣習や礼節によっても必需品は規定

26 Aaron Director は、Friedman の義兄であり、シカゴ大学ロースクール教授であった人物である。

27 『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦』法律文化社 2008 年刊行の「刊行にあたって」では、編集委員の見解として、格差社会が「新自由主義的な潮流が政治や研究の分野に押し寄せ、そのひとつの結果として、「今日、言葉自体されほとんど死語になっている社会政策」「格差拡大社会における社会政策の不在」（富永健一）という状況」に起因しているという指摘がある。ここでの新自由主義とはリパタリアン全体を指していると考えられる。

28 ここでの自由とは「～の自由」という消極的自由を指しており、自由は所有権が確立することで保障されると想定されている。

されることを指摘した。Smith は貧困層のうち低賃金労働者を問題としたのであるが、貧困対策までは提起していない²⁹。

Smith を継承する自由主義者とされる Friedrich von Hayek, Milton Friedman は、所得は貢献度に応じて支払われるべきものであり、累進課税等による所得再分配政策は認めない³⁰。しかし、その一方では、貧困問題を放置するべきではないという姿勢を一貫して示している。

橋本 (2008, pp. x ~ xi) は Hayek, Friedman を古典的自由主義者とみなし、無政府資本主義、最小国家論と合わせてリバタリアンとしている。橋本 (2008, p. 14) は、古典的自由主義は最小限の福祉を認めていること、この思想は福祉国家の在り方を考える際の出発点として重要であることを指摘している。本論における筆者の問題意識は橋本の提起とほぼ同一である。

Hayek (1960, 邦訳 pp. 285-286) は、「公的扶助あるいは公的救済として、今日知られているものは、あらゆる国で、さまざまな形態をとって備えられているが、それは、現代の情勢に適応した、かつての救貧法にほかならない。産業社会にあって、こうしたある施設の必要は問題とするまでもない——貧困者側の絶望的行動にたいして身を守る必要のある人々の利益だけからしても。」と貧困対策の必要性を認めている。また、Hayek (1944, 邦訳 p. 155) では、最低所得の保障として、「健康や労働能力を維持するための最低限の食糧・住居・衣服を、社会の全員に保障する」ことを提示している。

Friedman (1962, 邦訳 pp. 214-215) は、貧困者への私的慈善による便益として、贈与者本人以外の人にも帰属する近隣効果の存在を指摘するとともに、「われわれは貧困を目にすることによって悩まされ、貧困の軽減によって利益を受ける (同, p. 214)」という考えを人々が受け入れるならば、貧困対策は正当化されるとしている。つまり、Friedman は貧困対策の外部性と私的慈善の過少性の発現を政府による貧困対策を正当化する根拠として捉えていたと考えられる。橋本 (2000, pp. 199-200) は、古典的自由主義者の福祉国家観として、社会保障制度の存在を容認するものであること、但し福祉国家を正当化するための議論を十分に提供するものではないことを指摘する。

貧困層への一定の再分配が必要であることは新古典派経済学においても認識されている。新厚生経済学の基本定理のうち、第1定理は、市場が有効に機能しているときに、市場において達成される資源配分はパレート最適である³¹、第2定理は、(一括固定税、一括補助金等の代替効果に影響を与えない) 適切な所得再分配を行うことで、任意のパレート最適な資源配分は競争的配分として達成できることである (奥野他 (1988, pp. 27-33))。

新古典派経済学のフレームワークは Bentham の功利主義思想を採用している。新厚生経済学において価値判断基準となるのは、厚生主義つまり所得分配の結果である。Bergson-

29 新村 (2008, p. 1) 参照。

30 Hayek (1960, 邦訳 pp. 51-52), Friedman (1962, 邦訳 pp. 181-187) 参照。

31 パレート最適は倫理的な意味において最適であることを保証するものではない (奥野他 (1988, p. 26))。

Samuelson 流の社会的厚生関数の設定において、最大多数の最大幸福を追求する Bentham 型が特定される場合、富の限界効用が逓減するため、平等な富の分配は社会的厚生を最大化することになる。

Hayek は、自由主義の観点から Bentham の功利主義思想を批判する。Hayek (1973, 邦訳 pp. 29-32) は、Bentham は功利主義を狭く解釈しており、効用水準の最大化を社会の目的とすることは、行為の結果としての効用を全て事前に認識していることになり、理性で理想の社会を構築する設計主義につながるものであると批判した。Hayek (1973, 邦訳 pp. 29-32) は、効用とは本来、手段の属性、つまり潜在的な諸用途という属性を示すものであり、起りうる状況の中でそれが利用できることを示していたとしている。

Hayek は個人の保有する情報は暗黙知的なものであり、市場は個人の知識を価格情報の下で調整する機能を有しているとみなしている³²。新古典派経済学は個人の合理性と完全情報を仮定するが、極端な個人主義の延長線上で理想的な結論を導くことは、設計主義に陥りやすいという危険性を内包しているのである。

自由主義思想を誤解した自称新自由主義者は、新古典派経済学の理論的フレームワークのみを援用することで、恣意的な構造改革が理想の社会を導くという設計主義者と同様の思考形態を採っているのである。日本におけるこのような市場原理主義者の主張は、厚生経済学の第1定理のみを念頭に置いたものであり、第2定理については、再分配が政府の仕事であること、適正な再分配の判断基準を示すものではないことから考察の対象としていない。

これは社会との連携を欠いた誤った個人主義に立脚して、貧困状態に陥ったことに対して自己責任を問うものであるに等しい。つまり、構造改革や規制緩和、競争促進それ自体に問題があるのではなく、市場原理主義者がこれらを理性で社会を設計する手段として捉えたことが問題なのである。自由主義者を標榜する市場原理主義者が、誤った貧困観を提示したことの反動として、反自由主義思想、反構造改革論、再規制論が蔓延するという事態が発生している。

Pew Research Center (2007, p. 17) によれば、世界 35 カ国中 31 カ国において自由市場で生活が改善するとしている人が半数を超えているにもかかわらず、日本はその比率が 49% と低い。その一方では Pew Research Center (2007, p. 18) において世界 47 カ国の殆どの国で貧困対策の必要性を感じる人の割合が 8 割を超えているにもかかわらず、日本は 59% (完全に同意が 15%, ほぼ同意が 44%) と最低となっている³³。自己責任論やその対極としての全て国家が責任をもって面倒をみるパターンリズムといったといった分かりやすい極論が支持される背後には、日本人全般におけるこのような市場と貧困に関する貧弱な認識があり、厚生経済学の基本定理を中途半端に受容する素地となっていると考えられる。その結果として、哲学を欠いた思いつき程度

32 森田 (2009) 参照。

33 大竹 (2010, pp 5-12) は Pew Research Center (2007) の調査結果を、日本人が厚生経済学の基本定理と異なる思考の持ち主であることの証として捉えており、日本の経済社会への論考を進めている。

の政策提言が「社会の総意」として時計の振子のごとく極論から極論へと振幅するのが現在の日本社会であると考えられる。

功利主義思想に対してはリベラル派から批判されている。これは Rawls や Sen 等を中心に展開されているもので、効用を得るまでの過程における自由を強調するものである。ここでの自由とは、何かを行う自由といった積極的自由である。

Rawls (1987, 邦訳 P. 3) は、功利主義は基本的権利と自由に関する分析が不十分であり、立憲民主制度の基礎として脆弱であると指摘している。Rawls (1971, pp. 11-12) は³⁴、社会契約説のより高次の水準として、自然状態に対応する原初状態 (original position) におかれた際の基本的合意が、公正としての正義 (justice as fairness) として認識されると考えた。原初状態とは、現実の状況ではなく、自分と他者に関する社会的立場、能力、知識、富の分配状況に関して何ら知識を与えられていない状態であり、このような、無知のヴェール (veil of ignorance) に覆われた状態で、全ての人々が原理の採択に同一の権利を有しているならば、自己の利益増進に関心がある合理的な人々が、他者に対する優越感や劣等感を持つことなく、正義の原理について合意することが期待される (Rawls (1971, pp. 11-12))。

Rawls (1971, p. 60, p. 83) は、社会で最も恵まれない人の利益を最大にする分配に対して社会的合意が得られるとするマキシミン原理 (maximin Rule) に基づき正義の2原理を提示する。

第1原理は、各人は、他の人々の同様な自由と両立しうる最大限に拡大された基礎的自由に対する平等な権利をもつべきである、第2原理は、社会的・経済的不平等は、最も不利な立場にある人の利益が最大になるように (格差原理: the difference principle)、機会の公正な平等という条件下において、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものであるように (機会均等原理: the Fair Equality of Opportunity Principle) という2条件が満たされるように改編されるべきであるとされている (Rawls (1971, p. 60, p. 83))。

Rawls 思想は、自由が保障されている条件下での不平等を改善しようとするリベラル平等主義 (liberal egalitarianism) と呼ばれるものであり、自由の平等のために社会的基礎財 (social primary goods) をどのように配分するかを考察するものである³⁵。

Rawls (1987, 邦訳 p. 6) は、「財産所有制民主主義 (property owning democracy)」の理念の重要性を指摘しており、資本を私的に所有して生産活動を行う際に、富と財産の所有を分散させた上で競争活動を行い、社会協力体制を築くことの意義を強調している。

Rawls 思想は福祉国家 (welfare state) を目指すものではない³⁶。しかし、橋本 (2008, p. 4) が指摘するように、米国では Rawls 思想は福祉国家の理論的基礎を提供するものとして捉えら

34 Rawls (1971) の引用に当たっては川本 (2005, pp. 126-140) の解説を参照した。

35 Van Parijs, P. (1995) の邦訳における齊藤拓の訳者解説 p. 400 参照。

36 橋本他 (2006, pp. 198-199) は、Rawls は自由な経済活動を賛美し、国家が手厚い社会保障政策を行うこと、所得再分配政策を行うことを勧めていないことを指摘している。

れた。一方で、Van Parijs は、右派ロールズ主義者が将来の利得を理由に現時点における不平等を正当化することを批判している³⁷。

社会的厚生関数の設定に当たっては、Bentham 型効用関数の対立型として、最低所得の最大化を図る Rawls 型効用関数が特定される場合がある。しかし、社会的厚生関数の形式的な修正を行っただけでは、Rawls の真意は具現化されない。Rawls は社会的基礎財の配分を問題としており、最低所得の者の効用を問題としているのではないからである³⁸。従って、Rawls 理論を新古典派経済学におけるパレート最適概念と接合することは安易かつ危険である。

橋木他 (2006, pp. 205-207) が京都大学学生の貧困対策に関する意識を調査した結果によれば、Rawls 型の選好が支持されるが、完全平等は否定されることから、これを修正 Rawls 型と名付けている。従って、日本においても Rawls 思想は受け入れられる素地はあると言える。

今後の社会保障制度を考える上で Rawls の格差原理と補完的な役割を果たすのが Sen の潜在能力 (capability) のアプローチである³⁹。Sen は、主観的効用は財や所得から直接得られるものではなく、財と効用の間に介在する機能 (functioning) が必要であることを提起した。機能とは、財を用いてある状態になること (being)、何かをすること (doing) を意味している。たとえば、「適切な栄養を得ているか」、「健康状態にあるか」、「避けられる病気にかかっているか」、「早死にしていないか」、「社会生活に参加しているか」といったことである。潜在能力は、選択可能な様々な達成される機能の機会集合である。

Sen にとっての福祉とは、機能の豊かさを示しており、どのような生活を選択できるかという自由を表わす (Sen (1992, 邦訳 pp. 59-60)。ここでの自由とは福祉的自由と行為主体的自由である⁴⁰。福祉的自由とは福祉を自らの選択によって達成できることであり、潜在能力が向上することで達成できる。行為主体的自由とは、目標を主体的に形成、追求できることである。貧困とは、潜在能力が欠落している状態と定義される。貧困問題を解決するにあたっては、基礎的な潜在能力の拡大の機会が必要であるとされる⁴¹。Sen (2000, pp. 3-6) は、貧困は所得のみで把握できるものではなく、社会との関連性を失うことも問題となること、Smith の貧困の定義は相対的剥奪や社会的排除につながるものであること、潜在能力や機能の喪失がそうした状態を招くことを指摘している。つまり、Sen は、社会的排除は貧困に包摂されるものとして捉えているのである⁴²。

37 Van Parijs, P. (1995) の邦訳における齊藤拓の「訳者解説」の pp. 417-421.

38 Van Parijs, P. (1995) の邦訳における後藤玲子の「訳者解説 2」の p. 466, 後藤 (2002, pp. 87-88) 参照。

39 機能と潜在能力の定義に関しては、Sen (1992, 邦訳 pp. 59-62) を参照した。

40 Sen の自由の概念については、後藤 (2002, pp. 6-8, pp. 46-47) を参照した。

41 湯浅 (2008, p. 78) は潜在能力を「溜め」と表現しており、具体的には困難に陥ったときに助けてくれる友人や家族、公的扶助制度等を指している。さらに湯浅 (2008, p. 104) では、貧困防止には「溜め」を増やすことが必要であると指摘している。

42 小沢 (2002, pp. 141-142) 参照。

Sen は、飢餓とは、権原 (entitlement) の喪失により食料を購入する機会が剥脱された状態と定義する⁴³。権原とは、自ら所有する手段を用いて生産や交易により所有権を確立できるような財の組み合わせであり、食料について言えば、自分で栽培したり、稼いだ所得に基づいて市場で購入したりすることである。Sen (1981, 邦訳 p. 260) は、飢餓は民主主義の欠落時に生じやすく、権原を保障するために、政府の所得保障等の介入が不可欠であるとする。

飢餓状態は貧困状態であるが、貧困が飢餓状態とは限らない。飢餓と貧困を混同する論者が日本では多く、海外の飢餓状態を指してこれが真の貧困であり、日本では貧困は存在しないといった類の議論が散見される。

6 新しい貧困対策

6.1 ベーシック・インカム

社会保障制度を再構築して貧困対策を拡充させるための手段として、ベーシック・インカムと負の所得税が挙げられる。このうち、ベーシック・インカムとは、「毎週ないし毎月、すべての男性・女性・子どもに対して、市民権に基づく個人の権利として、すなわち職業上の地位、職歴、求職の意思、婚姻上の地位とは無関係に、無条件で支払われる所得のことである (Fitzpatric (1999, 邦訳 pp. 3))」と定義される⁴⁴。

ベーシック・インカムの構想は自然権思想から発生したものである⁴⁵。Thomas Paine (1791-92, 邦訳 pp. 334-353) は、救貧税を廃止して貧困層に余剰金を一定の年齢時に生活保障として支給することを提唱し、Paine (1797) において、土地は本来、共有物であるため、私有財産制度の下であっても、土地保有者の保有する相続資産への課税収入で創設した国家基金から、土地所有者以外の者にも地代は配分されるべきであるとした。これに対して Thomas Spence (1796) は、教区の住民は土地を共有し、占有者が支払った地代の必要経費を控除した残余を均等に分配されるべきであるとしている⁴⁶。

20C. に入ってからベーシック・インカムの理論は経済学者や哲学者、社会改良家達によっ

43 権原と飢餓に関しては Sen (1981, 邦訳 pp. 256-259) に基づいている。

44 ベーシック・インカムという用語は 1934 年のオランダにおける労働党の政策議論において、Jan Tinbergen によって最初に用いられたとされる (BIEN (Basic Income Earth Network) "About Basic Income" <http://www.basicincome.org/bien/index.html>)

45 ベーシック・インカムの理論的系譜については、Fitzpatric (1999, 邦訳 pp. 47-52)、山森 (2009, pp. 150-162) を参照した。

46 Paine は英国人であるが、フランス革命の思想に共鳴した人物であり、"Rights of Man" はフランス革命思想を否定した Burke (1790) に対する反論として執筆された。同様に Spence も Burke (1790) に反発していた。Burk は王位の正当性を主張して自然権思想を否定した政治家・思想家であり、その思想は後の Hayek 等の自由主義思想につながるものである。

て精緻化されてきたところである。Rhys-Williams (1943) は、ヴェバリッジ報告における社会保障制度に代替するものとして、現金による給付を提言した⁴⁷。James Mead は自由な市場メカニズムを尊重する一方で平等を是とする理性的急進主義者である (Mead (1975, 邦訳 pp. 1-5))。Mead (1975, 邦訳 pp. 119-147) では、既存の税制や社会保障制度が重複して複雑となっているために貧困層が救済されていないことを指摘し、社会配当 (Social dividend) が支給されるべきであること、資産の再分配が必要であることを提唱している。

Atkinson は、当初、市民としての社会的責任を自覚しない者にベーシック・インカムが支給されることに懸念を表明していた⁴⁸。Atkinson (1993, p. 10) はベーシック・インカムと社会保障は補完的であり、何らかの形で社会に参加していることを条件に所得保証を行う参加所得 (participation income) を提起している。

Van Parijs は、ジョブ資産という概念を導入し、ジョブにアクセスできない者にも社会的協業により便益を配分するべきだとし、余暇を楽しむ者もジョブを放棄する代償としてベーシック・インカムを受給する資格があるとした⁴⁹。Van Parijs (1995, 邦訳 pp. 45-46) は、自己の立場をリベラル平等主義であるとともに、実質的自由⁵⁰の平等を標榜するリアル・リパタリアンであるとし、土地又は自然資源の価値の平等分配を認める左派リパタリアンとも近いとしている。そして社会的基本財を適正に配分するためにはベーシック・インカムが最適であり、Rawls の格差原理と適合するとしている⁵¹。但し、Rawls 自身は、余暇を社会的基本財に含めることとし、余暇を楽しむ者がベーシック・インカム等の恩恵にあずかることに反対している⁵²。

ベーシック・インカムに対しては、非勤労所得が増加することで留保賃金率が上昇するために、勤労意欲を阻害するのではないかという疑念が提出される。但し、ベーシック・インカムが導入されると社会保障制度が修正される可能性があること、所得階層によって感応度が異なることから、どの程度、就業意欲が低下するかについては事前に断定できない。但し、スピーナム・ランド制の下では賃金が低下したことから明らかなように、ベーシック・インカムは安価な労働力を雇う者への補助金となる可能性がある⁵³。

47 Van Trier (2002, p. 7), The Juliet Rhys-Williams Project (<http://www.spanglefish.com/TheJulietRhys-WilliamsProject/index.asp?pageid=113247>) 参照。

48 小沢 (2002, pp. 122-123) 参照。

49 Van Parijs, P. (1995) の邦訳における齊藤拓の「訳者解説」の pp. 423-426。

50 Van Parijs (1995, 邦訳 pp. 35-42) は、形式的自由 (formal freedom) が保障と自己所有を包含する概念であるのに対して、実質的自由 (real freedom) とは機会 (opportunity) を加えた概念であること、機会がなければ積極的自由も享受できないことになること、Sen の接近法に近いことを指摘している。

51 Van Parijs, P. (1995) の邦訳における齊藤拓の「訳者解説」の p. 410。

52 Rawls (1988, p. 257) の脚注7参照。

53 小沢 (2002, pp. 133-134) はこの点について、Andre Gorz を引用して指摘している。

6.2 負の所得税

負の所得税は、主に自由主義者によって提唱された貧困対策であり、所得が最低保障所得額（基礎控除額）を下回る場合、両者の差額の一定割合について現金給付を行うものである⁵⁴。

Stigler (1946, p. 365) は、貧困対策としての最低賃金制度の限界を指摘するとともに、就業意欲を低下させることなく貧困層が平等に扱われるものとして負の所得税率を課すことを提案した。Friedman は Rhys-Williams に影響されて負の所得税のフレームワークを考案したとされている (Fitzpatric (1999, 邦訳 pp. 50))。

負の所得税を日本で導入する場合、基礎控除額を 4 人家族で年間 400 万円、負の所得税率が 50% とする。年間所得が 0 円の家族では、200 万円の現金給付を受ける。世帯の勤労収入が 100 万円になると給付額は 150 万円で世帯収入は 250 万円に増加する。世帯の勤労収入が 400 万円になると給付額は 0 円となり、それを超えると正の所得税を支払う。つまり、この例では、200 万円の所得は保証し、勤労すると所得合計が増加するように税制が設計されており、労働供給を基本的に阻害しないとされている⁵⁵。

Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 p. 253) は、負の所得税という包括的プログラムの導入と他の社会福祉プログラムの廃止、現行の社会保障制度の解体を提唱する。これは Friedman (1962, 邦訳 pp. 199-213), Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 pp. 243-249) に記されているように、社会保障制度は貧困解決に対して有効でないこと、社会保障制度が官僚の既得権益保護に用いられ、中産階級の利益のために実施されていること、重複したプログラムが存在して非効率であることを問題視したことによる。つまり、Friedman は貧困対策と社会保障制度を代替的なものと捉えており、負の所得税は小さい政府を可能にすると想定しているのである。

6.3 両者の共通点

ベーシック・インカムと負の所得税の関連は図 8 に示されるとおりである。負の所得税に税額還付を付加して、定額所得保障ケースまで所得を引き上げると形の上ではベーシック・インカムと負の所得税は同一となる⁵⁶。但し、ベーシック・インカムは事前かつ個人給付であるが、負の所得税は事後かつ家族給付となる。また、ベーシック・インカムは無条件に給付されるが、負の所得税では給付テストを必要とする⁵⁷。

James Tobin はリベラル派で Friedman とは思想を異にするが、基本的に負の所得税を支持していた。但し、Tobin et al. (1967, pp. 8-14) では、負の所得税実施のためには家族の定義、金融・住宅資産からの所得把握が難しいことを指摘するとともに、このような手間を考えると基

54 Friedman (1962, 邦訳 pp. 215-216), Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 pp. 253-258) 参照。

55 但し、負の所得税がワーキング・プア層の労働時間を若干、低下させることは、理論的にも実証分析結果からも確認されている。Robins (1985, p. 580), 國枝 (2008, pp. 57-60) 参照。

56 山森 (2009, p. 201) 参照。

57 Fitzpatric (1999, 邦訳 pp. 110-112) 参照。

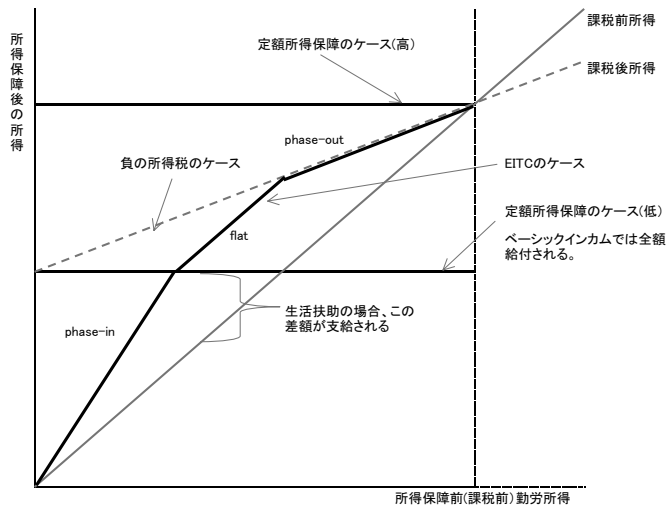


図8 所得保障制度の概要

注：内閣府（2002）『世界の潮流・春』 p. 12 の図を参考に作成

本手当を全額，自動的に支払うベーシック・インカムの支給の方が有効であると考えていた (Tobin et al. (1967, p. 23)).

ベーシック・インカム，負の所得税いずれも実行に移す際には，最低限の所得保証水準をどの程度とするかを決定する根拠を示さなければならない。両者ともに，財源調達のための均一税率等をいかに設定するのか，負の所得税では，どの所得水準から正の税率を課すかについて議論しなければならない。なお，ベーシック・インカムや負の所得税の実行に際しては，社会保障番号や納税者番号等の何らかの識別番号を国民すべてに付けること，負の所得税に関しては所得の捕捉率を向上させる必要があることを念頭に置かなければならない。

ベーシック・インカムについては，Fitzpatric (1999, 邦訳 p. 5) が，右と左の政治・経済思想からの支持があるとしている。Atkinson (1995, p. 4.) は，英国においてベーシック・インカムを支持する左右両派の連帯が発生しているとしている。ベーシック・インカムの理念を人間の固有の権利の延長線上にあると捉えると左からの支持が得られる。また，左派はベーシック・インカムを導入することで市場からの自由が得られると考える (Atkinson (1995, p. 4)).

ベーシック・インカムが導入されると，現行社会保障制度の現在の最低限の所得保証部分は廃止されることになる⁵⁸。ベーシック・インカムを導入した上で最低賃金等の労働市場規制を排除し，所得格差の存在を認めることは自由主義者の理念と合致する⁵⁹。橋本 (2008, pp. -XI) は，

58 Fitzpatric (1999, 邦訳 pp. 3) は，給付水準の設定次第では現存する給付，税の減免，所得控除はベーシック・インカムに置き換えられるとしている。同様に山森 (2008, pp. 10-11) は，ベーシック・インカムが日本に導入されると，基礎年金，雇用保険，生活保護の相当部分は廃止される可能性があることを指摘している。

59 Atkinson (1995, p 4) 参照。

古典的自由主義は国家による福祉供給を認めるがその範囲を最小限にとどめるものであり、そのような国家を最小福祉国家と定義している。

米国の保守派の論客である Murray (2006, pp. vi-viii) は、自由主義者と社会民主主義者の政治的分断を避けるために、貧困対策として負の所得税を拡大した実践的なものとしてベーシック・インカム導入を主張しており、Murray (2006, pp. 8-14) において 21 歳から毎年、死去するまでに年間 \$10,000 を給付するとしている。つまり、ベーシック・インカムと現行社会保障制度を代替的であると捉えるか、補完的であると捉えるかが左右の姿勢の相違に現れることになる。

6.4 ワークフェアの実施

米国のクリントン政権、英国のブレア政権の下で導入された福祉から就労へ (welfare to work) を標榜するワークフェアは、従来のセーフティ・ネット構築を主眼とする社会福祉観に自由主義的要素を織り込んだものであり、福祉受給者を労働市場に戻すトランポリン政策とも呼ばれている。ワークフェア政策は雇用政策の軸足を需要サイドから供給サイドへと移行させる政策であり、ケインズ型の有効需要拡大による雇用創出から雇用可能性 (employability) の向上への転換が図られることになる。

Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 p. 247) は、「貧困者は、市場で価値ありとされている技術に欠けている傾向があるだけでなく、資金を獲得するという政治的争奪戦に成功するために必要な技術にも、しばしば欠けている」と指摘する。さらに、Friedman et al. (1980, 邦訳上巻 p. 250) では、福祉政策に依存する人々を「福祉政策に依存させておくよりは、低賃金で魅力すくない仕事であってもそれらの仕事に従事させるべきだ。そうすれば、長期的にははるかに人道的な結果がもたらされる」としている。これはワークフェアを先取りした思想であったと言える。

ワークフェアにおいては、従来の公的扶助において実施されていた所得保証水準を低下させる一方で、就労することが損でないようにする (making work pay) ための就労支援が同時に実施される。そのために就業を受給要件とする税額控除制度 (in-work tax credit) といった社会保障制度と税制を一体化した貧困対策が実施されている。

米国においては、クリントン政権時に貧困層の就労促進が重視されることとなり、EITC (Earned Income Tax Credit: 勤労所得税額控除) がワークフェア政策の一環として拡張されている⁶⁰。EITC は低所得層の労働意欲を高めること、貧困を解消することを目的に、一定の所得までは勤労所得に給付金を加算する制度であり、1972 年に負の所得税の代替案として議会が提案し、1975 年に導入されたものである⁶¹。

60 米国では、1996 年に個人責任・就労機会調整法 (PROWORA: Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation) が制定され、公的扶助支給に勤労を資格要件とした。これを機会に要扶養児童家族扶助 (AFDC: Aid to Families with Dependent Children) を廃止、貧困家族一時扶助 (TANF: Temporary Assistance for Needy Families) を導入し、公的給付を就労要件付きで一時的なものとした。

61 EITC の内容については、内閣府政策統括官 (2002, pp. 5-9) を参照した。

図8では、EITCを受給する場合の概念的な所得状況を加えている。最貧困層を対象とするフェーズインの箇所においては負の所得税と比較して給付後の所得上昇率が高いため、就業促進効果が高いとされる。実証分析結果からは、低所得層の就業を促進すること、但しすでに就業している者の就業は若干、抑制されることが判明している⁶²。

EITCは低所得層の就業を促進することの見返りとして、就業不可能世帯の所得保障ができない。EITCを包括的貧困対策とみなして他の貧困対策を閉鎖することはできないため、障害者・高齢者を対象とする補足的所得保障（SSI：Supplemental Security Income）等の公的扶助を必要とする。EITCの控除額は、子供数に応じて増加し、子供のいない世帯の控除額は殆どないため、児童税額控除的機能を持っている。従って、1998年から実施されてきた子供数に応じて税額控除と給付を行うCTC（Child Tax Credit：児童税額控除）や、母子世帯への期限付き扶助であるTANFと役割が重複している面がある⁶³。

先述のRhye-Williamsの条件付き給付はその後、部分的ベーシック・インカム構想につながり、その変形が英国版の勤労所得税額控除である⁶⁴（Atkinson（1995, pp. 20-21））。つまり、EITC等の税制と福祉制度の一体化は、ベーシック・インカムや負の所得税と概念的に密接に関連しており、貧困対策として実施されるに際しての妥協策であるとも言える。

ワークフェアは福祉と就労を一体化させたものであり、ベーシック・インカムは所得保障と労働市場参加を分離したものであることから、社会保障の専門家は、社会的排除への対応策として両者を対立するものとして捉えているようである⁶⁵。

しかし、宮本（2002, p. 133）は、先進工業諸国においてリスク構造の変容が従来の条件型福祉の機能不全を招いているという点、さらに社会的包摂（Social Inclusion）⁶⁶を目指す点においてワークフェア提唱者とベーシック・インカム提唱者は認識を共有していることを指摘している。小沢（2002, p. 123）が指摘するようにAtkinsonの参加所得は、ベーシック・インカムとワークフェアの理念を交差させたものであると言える。

日本においては、税制を活用した勤労促進的貧困対策は実施されていないというのが実情である。山森（2009, p. 55）は、欧米は労働可能な福祉受給者を労働市場に戻すが、日本では労働可能者は、そもそも福祉受給者となっていないことが問題であると指摘している。宮本（2009, p.

62 内閣府政策統括官（2002, pp. 12-13）

63 Friedmanはニクソン経験において政府にアドバイザーとして参加していたが、福祉改革法案は政治的過程を経て当初案とは異なるものとなっており、フード・スタンプの廃止が実行されず、追加的収入が受給額の50%以上を減額させることから、自助のための誘因がないことで賛成したくないとしている（Friedman et al（1998, p. 382））。

64 英国においては、1999年にWFTC（Working Family Tax Credit）、2003年には改正されてWTC（Working Tax Credit）となったところである。

65 武川（2008, pp. 4-5）参照。

66 社会的包摂（social inclusion）とは、社会参加のための条件を整備して人々の社会参加を保障すること（阿部（2007））であり、社会的排除の対語である。

64) は、生活保護、母子家庭政策等において所得保証が抑制された結果、日本においては、就労に迫られる不作為の結果としての「ワークフェア」が実施されてきたと指摘している。

しかしながら、麻生内閣では、格差・貧困問題を無視できない状況に追い込まれたために、安心社会実現会議（2009, p. 2, p. 4-5）で、所得格差・貧困対策に懸念を示すとともに、「給付き税額控除」を提言するに至っていた。鳩山内閣においては、2009年秋の緊急雇用対策に見られるように政策の軸足を貧困対策に移行させており、政府税制調査会において「給付付き税額控除」が議論されている⁶⁷。また、2009年総選挙のマニフェストで、民主党はベーシック・インカムの部分的実施とも解釈できる「こども手当」、新党日本はベーシック・インカムを提唱したことは、海外の潮流が日本にも押し寄せてきていることを示す。しかし、ここで述べたような貧困対策への何らかの理念が確立されるには至っていない。

7 まとめ

日本では所得格差の議論を端緒として様々な格差問題が議論されるようになり、その延長線上で貧困問題にも焦点が当てられるようになった。所得格差議論が統計的技術的問題に関する議論に陥る面もあったが、格差拡大の背景に迫ることで、社会の様々な問題への考察へと議論が展開したことに意義がある。

現時点においては、日本人全般が貧困問題への理解を欠いており、貧困対策の重要性を十分に認識していないように見受けられる。経済学や社会保障の専門家は日本人全般の社会保障制度、特に貧困対策への理解が深まるための努力を惜しんではならない。

一方、各領域の専門家間で社会保障や貧困問題に関する認識に溝がある。福祉国家は様々な思想に立脚して構築されていることから、その定義に曖昧な面があり、矛盾を内包していることは否定できない。社会保障制度を再構築するために、自由主義思想も含めた貧困問題に関連する思想・哲学を再検討し、認識を共有することが求められている。

負の所得税やベーシック・インカムの基本理念は、日本の社会保障制度の再構築、特に公的扶助の整備に当たって示唆するところは大きい。これらの理念を政策として具体化させるに当たっては、詳細かつ精緻な制度設計が必要となる。また、財源確保のための税率構造、例えば、単一所得税率の設定、消費税率の引き上げといったことの妥当性を議論しなければならない。

貧困対策と既存の社会保障制度の代替性や補完性についても議論することも重要である。貧困対策として最低限の所得保証が必要とされることは専門家間で認識を共有することは可能である。この社会保障制度の基礎構造に上乘せする上部構造をいかに整備するべきかについての議論を展開する必要がある。また、議論を分配面に限定せず、潜在能力等の具体的保障策を考えていかなければならない。

67 平成 22 年度税制改正大綱（2009 年 12 月 22 日）

{参考文献}

- Atkinson, T. (1993) "Participation Income" BIRG Citizen Income Bulletin No. 16, pp. 7-11
- Atkinson, T. (1995) *"Public Economics in Action"* Clarendon Press Oxford
- Autor, D. (2001) "Wiring the Labor Market" *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 15, No. 1, pp. 35-40
- Autor, D., L. Katz, M. Kearney (2006) "Measuring and Interpreting Trends in Economic Inequality" *American Economic Review*, Vol. 96, No. 2, pp. 189-194
- Burke, E (1790) *"Reflections on the Revolution in France"* J. Dodsley, London 『フランス革命の省察』半澤孝麿訳, みすず書房
- Fitzpatrick, T (1999) *"Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate"* Palgrave Macmillan, London 『自由と保障：ベーシック・インカム論争』武川正吾, 菊池英明訳, 勁草書房
- Forster, M. and M. M. d'Ercole (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s" *OECD Social Employment and Migration Working Papers* No. 22
- Friedman, M (1962) *"Capitalism and Freedom"* University of Chicago Press, Chicago 『資本主義と自由』熊谷尚夫, 西山千明, 白井孝昌訳, マグロウヒル好学社
- Friedman, M, and R. Freedman (1980) *"Free to Choose: A Personal Statement"* Harcourt Brace Jovanovich, New York 『選択の自由』上下 西山千明訳, 講談社
- Friedman, M, and R. Freedman (1998) *"Two Lucky People: Memoire"* University of Chicago Press, Chicago
- Hayek, F. A. (1944) *"The Road to Serfdom"* Routledge, London 『隷属への道』西山千明訳, 春秋社
- Hayek, F. A. (1960) *"Constitution of Liberty"* Routledge & Kegan Paul, London 『自由の条件』, , 気賀健三, 古賀勝次郎訳, 春秋社
- Hayek, F. A. (1973) *"Law, Legislation and Liberty"* Routledge & Kegan Paul, London 『法と立法と自由』, , 矢島欽次, 水吉俊彦, 篠塚慎吾, 渡部茂訳, 春秋社
- Juhn, C., K. M. Murphy and B. Pierce (1993) "Wage Inequality and the Rise in Returns to Skill" *Journal of Political Economy* Vol. 101, No. 3, pp. 410-442
- Kuznets, S. (1963) "Quantitative Aspects of the Economic Growth of Nations: . Distribution of Income by Size" *Economic Development and Cultural Change* Vol. 11, No. 2, Part , pp. 1-79
- Mead, J. E. (1975) *"The Intelligent Radical's Guide to Economic Policy-The Mixed Economy-"* George Allen & Unwin, London, 『理性的急進主義者の経済政策 - 混合経済への提言 -』渡部経彦訳, 岩波書店
- Moriguchi, C. and E.. Saez (2007) "The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics" mimeo
- Murray, C (2006) *"In Our Hands: A Plan to Replace the Welfare State"* AEI Press, Washington D. C.
- OECD (2006) "Economic Surveys Japan" OECD, Paris
- OECD (2008) "Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries" OECD, Paris
- Ono, A. and T.Watanabe (1976) "Changes in Income Inequality in the Japanese Economy" in *"Japanese Industrialization and its Social Consequences"* edited by H.Patrick, University of California Press, Berkley
- Otsuki, T. and Takamatsu, N. (1978) "An Aspect of the Size Distribution of Income in Prewar Japan" in *"Papers and proceedings of the conference on Japan's historical development experience and the contemporary developing countries: issues for comparative analysis"* February 13-16 International Development Center, Tokyo
- Paine, T (1791-92) *"Rights of Man"* 『人間の権利』西川正身訳, 岩波書店
- Paine, T. (1797) "Agrarian Justice" <http://www.ssa.gov/history/paine4.html>
- Pew Research Center (2007) "The Pew Global Project Attitude" Pew Research Center, Washington, DC
- Piketty, T. and E. Saez (2003) "Income Inequality in the United States, 1913-1998" *Quarterly Journal of Economics* Vol. 118, pp. 1-39
- Rawls, J (1971) *"A Theory of Justice"* Harvard University Press, Cambridge

- Rawls, J. (1987) "Préface de l' édition Française" in "Théorie de la Justice" Édition du Seuil pp. 9-15
『正義論』フランス語版序文』川本隆史, 米谷園江訳, みすず No. 385
- Rawls, J (1988) "The Priority of Right and Ideas of the goods" *Philosophy and Public Affairs* Vol. 17, pp. 251-176
- Reich, R. B. (1991) *"The Work of Nations: Preparing Ourselves for 21st Century Capitalism"* Alfred A. Knopf, New York 『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ - 21世紀資本主義のイメージ』中谷巖訳, ダイヤモンド社
- Robins, P. K. (1985) "A Comparison of the Labor Supply Findings from the Four Negative Income Tax Experiments" *Journal of Human Resources* Vol. 20, pp. 567-582
- Rhys-Williams, J (1943) "Something to Look Forward To: A Suggestion For A New Social Contract" Macdonald, London
- Sen, A. (1981) *"Poverty and Famines"* ILO, Geneva 『飢餓と貧困』黒崎卓, 山崎幸治訳, 岩波書店
- Sen, A. (1992) *"Inequality Reexamined"* Oxford University Press, Oxford 『不平等の再検討』池本幸夫, 野上裕生, 佐藤仁訳, 岩波書店
- Sen, A. (1999) *"Beyond the Crisis, Development Strategies in Asia"* Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 『貧困の克服 - アジア発展の鍵は何か』所収 大石りら訳, 集英社
- Sen, A. (2000) "Social Exclusion, and Scrutiny" *Social Development Papers* No. 1, Asian Development Bank
- Smith, A. (1776) *"An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of nations"* Published by Bantam Dell in 2003 『国富論』水田洋監訳, 杉山忠平訳, 岩波書店
- Spence, T (1796) *"Rights of Infants"* <http://www.thomas-spence-society.co.uk/4.html>
- Stigler, G. J. (1946) "The Economics of Minimum Wage Legislation" *American Economic Review* Vol. 36, No. 3, pp. 358-365
- Tobin, J, J. A. Pechman and P. M. Mieszkowski (1967) "Is a Negative Income Tax Practical?" *The Yale Law Journal* Vol. 77, No. 1, pp. 1-27
- Townsend, P. (1993) *"The International Analysis of Poverty"* Harvester Wheatsheaf New York
- Van Parijs, P. (1995) *"Real Freedom for All-What (if Anything) Can Justify Capitalism?"* Oxford University Press, Oxford 後藤玲子, 齊藤拓訳 『ベーシック・インカム哲学 すべての人にリアルな自由を』勁草書房
- Van Trier, W. (2002) "Who Framed 'Social Dividend'?" USBIG Discussion Paper No. 26
- Williamson, J. G. (1991) "Inequality, Poverty, and History" Blackwell, Oxford 安場保吉, 水原正亨訳 『不平等, 貧困と歴史』ミネルヴァ書房
- 阿部彩 (2006a) 「相対的剥奪の実態と分析 - 日本のマイクロデータを用いた実証研究 - 」社会政策学会編 『社会政策における福祉と就労』所収 法律文化社
- 阿部彩 (2006b) 「貧困の現状とその要因 1980 - 2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士, 田近栄治, 府川哲夫編著 『日本の所得分配』所収 東京大学出版会
- 阿部彩 (2007) 「「社会的排除」に関する実証研究の成果を届けるにあたって」季刊社会保障研究 Vol. 43, No. 1, pp. 2-3
- 阿部彩 (2008) 『子供の貧困』岩波書店
- 安心社会実現会議 (2009) 『安心と活力の日本へ』
- 安保則夫 (2005) 「イギリス労働者の貧困と救済」明石書店
- 生田武志 (2007) 『ルボ最底辺 - 不安定就労と野宿』筑摩書房
- 石井加代子, 山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析 - KHPS に基づく 3 年間の動態およびその国際比較」樋口美雄, 瀬古美喜, 慶應義塾大学経商連携 21 世紀 COE 編 『日本の家計行動のダイナミズム [] - 経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会
- 猪木武徳 (2003) 「なぜ所得格差が問題か」樋口美雄 + 財務総合政策研究所編 『日本の所得格差と社会保障』所収, 日本評論社
- 岩田正美 (2004) 「今, 公的扶助は何を担うのか?」季刊・社会保障研究 Vol. 39, No. 4, pp. 348-349
- 太田清 (2008) 「若年層の所得格差は 97 年以降に拡大していった」伊藤元重編 『格差を考える』所収 日

- 本経済新聞出版社
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等』日本経済新聞社
- 大竹文雄 (2007/2008) 「経済を見る眼」週刊東洋経済 2007年12月29日/2008年1月5日号
- 大竹文雄 (2008) 「格差問題解決の本当の処方箋」伊藤元重編 『格差を考える』所収 日本経済新聞出版社
- 大竹文雄 (2010) 『競争と公平感』中央公論新社
- 大竹文雄, 齊藤誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意 - 年齢階層内効果, 年齢階層間効果, 人口高齢化効果 -」季刊社会保障研究 Vol. 35, No. 1, pp. 65-76
- 小川浩 (2000) 「貧困世帯の現状 - 日英比較 -」経済研究 Vol. 51, No. 3, pp. 220-231
- 奥野正寛, 鈴村興太郎 (1988) 『ミクロ経済学』岩波書店
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革』高菅出版
- 小塩隆士 (2004) 「1990年代における所得格差の動向」季刊社会保障研究 Vol. 40, No. 2, pp. 277-285
- 小塩隆士 (2009) 「貧困化する日本の世帯と政策対応」週刊社会保障 5月25日 pp. 42-47
- 小塩隆士, 浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」Vol. 44, No. 3, pp. 278-290
- 川本隆史 (2005) 「ロールズ 正義の原理」講談社
- 國枝繁樹 (2008) 「公的扶助の経済理論 : 公的扶助と労働供給」阿部彩, 國枝繁樹, 鈴木亘, 林正義著 『生活保護の経済分析』所収 東京大学出版会
- 経済財政諮問会議 (2009) 「所得格差の現状について」有識者議員提出資料 4月22日
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学』東洋経済新報社
- 駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」三田商学研究 Vol. 46, No. 3, pp. 107-125
- 駒村康平 (2007) 「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」日本労働研究雑誌 No. 583, pp. 48-60
- 佐藤俊樹 (2008) 「若年層と「目に見える」格差」伊藤元重編 『格差を考える』所収 日本経済新聞出版社
- 白波瀬佐和子 (2006) 「不平等化日本の中身」『変化する社会の不平等』白波瀬佐和子編所収 東京大学出版会
- 武川正吾 (2008) 「社会政策の20世紀から21世紀へ」武川正吾編著 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社
- 橋本俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波書店
- 橋本俊詔, 浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 寺崎康博 (1991) 「所得に関する分析 - 所得格差を中心として」厚生省 『国民生活基礎調査に関する総合的研究報告書』所収
- 内閣府政策統括官 (2002) 「海外諸国における経済活性化税制の事例について」政策効果分析レポート No. 12
- 内閣府 (2006) (2009) 『経済財政白書』
- 新村聡 (2008) 「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」経済学史学会第72回大会報告
- 橋本祐子 (2008) 『リバタリアニズムと最小福祉国家』勁草書房
- 南亮進 (2000) 「日本における所得分布の長期的変化 - 再推計と結果」東京経大会誌 第219号 pp. 31-51
- 南亮進 (2007) 「所得分布の戦前と戦後を振り返る」日本労働研究雑誌 No. 562, pp. 33-40
- 南亮進, 小野旭 (1987) 「戦前日本の所得分布」経済研究 Vo. 38, No. 4, pp. 333-352
- 溝口敏行 (1974) 「戦後日本の所得分布と資産分布」経済研究 Vo. 25, No. 4, pp. 345-366
- 溝口敏行, 高山憲之, 寺崎康博 (1978) 「戦後日本の所得分布 ()」経済研究 Vo. 37, No. 2, pp. 152-158
- 宮本太郎 (2002) 「福祉国家再編の規範的对立軸 - ワークフェアとベーシック・インカム -」季刊社会保障研究 Vol. 38, No. 2, pp. 129-137
- 宮本太郎 (2009) 「対抗軸は見えたか?」大原社会問題研究所雑誌 No. 603, pp. 61-65
- 森田雅憲 (2009) 「市場経済とハイエク」評論 No. 175, pp. 6-7
- 森茂樹 (2008) 「求められる給付付き税額控除導入」経済教室, 日本経済新聞 2008年12月2日
- 山田篤裕 (2000) 「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編 『家

- 族・世帯の変容と生活保障機能』所収 東京大学出版会
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困 - 「すべり台社会」からの脱出』岩波書店
- 勇上和史 (2003) 「日本の所得格差をどうみるか - 格差拡大の要因を探る - 」JIL』労働政策レポート
Vol. 3
- 吉田久一 (1995) 『日本の貧困』勁草書房
- 和田有美子, 木村光彦 (1998) 「戦後日本の貧困 - 低消費世帯の計測」季刊・社会保障研究 Vol. 34, No.
1, pp. 90-102
- 労働政策研究・研修機構 (2009) 『ユースフル労働統計 - 労働統計加工指標集 - 』